

公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和3年度 佐久市公共施設等総合管理計画改訂支援業務

2 概要及び目的

本市は、厳しい財政状況の中における公共施設等の老朽化に対応するため、平成28年度に「佐久市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」を策定し、同計画を推進するため、令和元年度から個別施設計画の策定を進め、公共施設マネジメントに取り組んでいるところである。

本業務は、総合管理計画の改訂にあたり、公共施設等の現況及び人口・財政状況の将来の見通しや令和3年1月の総務省通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を踏まえ、改訂に関わる支援業務の委託について、公募型プロポーザル方式により事業者を選考することを目的とする。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 予定業務期間

契約締結の翌日から令和4年3月18日まで

5 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「佐久市公共施設等総合管理計画改訂支援業務企画提案者審査委員会」の審査結果に基づき候補者を選定する。

6 事業費限度額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

7 各種様式

プロポーザルの各種様式は、次による。

- 様式1 質問書
- 様式2 参加表明書兼誓約書
- 様式3 辞退届
- 様式4 企画提案書等提出届
- 任意様式 企画提案書
- 様式5 会社概要書
- 様式6 業務執行体制
- 任意様式 業務工程表
- 様式7 参考見積書
- 任意様式 参考見積書内訳書

8 参加資格要件

本実施要領の公告日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 佐久市の建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿又は物品購入等入札参加登録者名簿のうち種別において「役務・業務3（測定・調査）」に登録があること。
- (2) 佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第8号）又は佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）による入札参加等の停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (5) 平成28年度以降に元請として地方公共団体の公共施設等総合管理計画や公共施設再配置計画の策定その他類似業務の作成支援業務を受託した実績を有していること。

9 選考日程

内容	期間等
質問の受付（電子メール）	提出期限 令和3年5月28日（金） 17時15分必着
参加表明・企画提案書等の提出（持参又は郵送）	提出期限 令和3年6月15日（火） 17時15分必着
一次審査	実施日 令和3年6月21日（月） 結果通知日 令和3年6月22日（火）
二次審査	実施日 令和3年7月5日（月） 結果通知日 令和3年7月6日（火）

10 質問

- (1) 提出期限 令和3年5月28日（金）17時15分必着
- (2) 提出書類 質問書（様式1）
- (3) 提出方法 事務局へ電子メールで送信
 - ア 送信時件名は、「プロポーザル質問(事業者名)」とすること。
 - イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
 - ウ 質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、メールでの提出以外の方法では受け付けない。
 - エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。
- (4) 回答方法 令和3年6月4日（金）までに佐久市ホームページに掲示する。

1.1 参加表明及び企画提案

- (1) 提出期限 令和3年6月15日(火) 17時15分必着
- (2) 提出書類(下記ア・オの成果品・コは1部、その他は正本1部、副本9部とする。)
 - ア 参加表明書兼誓約書(様式2)
 - イ 企画提案書等提出届(様式4)
 - ウ 企画提案書(任意様式)
 - エ 会社概要書(様式5)
 - オ 実施要領8(5)に定める実績が確認できる書類(契約書の写し及び成果品)
 - カ 業務執行体制(様式6)
 - キ 業務工程表(任意様式)
 - ク 参考見積書(様式7)
 - ケ 参考見積書内訳書(任意様式)
 - コ 企画提案に関する上記全ての電子データを収めたCD-R
- (3) 提出方法 事務局への持参又は郵送(必着)
持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。
- (4) その他
 - ア 各提出書類ともA4サイズ縦置きとし、A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズにすること。
 - イ 副本9部には参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、契約書の写し等でこれを消せない場合は該当箇所にシールを貼付する等して対応すること。
 - ウ 提出は、1事業者につき1提案に限る。

1.2 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年6月18日(金) 17時15分
- (2) 提出書類 辞退届(様式3)
- (3) 提出方法 1.1と同様

1.3 審査

- (1) 一次審査(書類審査)

「【別紙1】評価基準書」に基づき、提出された書類に対し参加者名を伏せて書類審査を行い、上位3者を選定する。

 - ア 実施日 令和3年6月21日(月)
 - イ 結果通知日 令和3年6月22日(火)
 - ウ 通知方法等 全参加者へ審査結果通知を送付する他、一次合格者のみ二次審査参加依頼書を送付する。
- (2) 二次審査(プレゼンテーション審査)
 - ア 実施日 令和3年7月5日(月)
 - イ 実施場所等 詳細な時刻や実施場所については、一次審査の結果通知と併せて連絡する。

ウ 実施時間 1者につき40分（準備5分、プレゼンテーション25分、質疑10分）

エ 出席者 1者につき5名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。

オ 選考方法

（ア）実施順は、企画提案書の受付順とする。

（イ）審査委員が「【別紙1】評価基準書」に基づき点数付けをすることにより決定する。

二次審査の参加者の内、一次審査及び二次審査の総合計が最も高い参加者を候補者とし、随意契約の交渉を行い、選定された候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者と交渉を行う。ただし、審査においては、「【別紙1】評価基準書」における配点の合計値の6割（60点）を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない提案者は、候補者となりえない。

（ウ）総合計点数が同点の場合は、審査委員会で協議の上、候補者を決定する。

（エ）選考結果は、全ての参加者に通知する。

（オ）参加者が1事業者となった場合でも評価を行う。

カ 結果の公表

令和3年7月6日（火）（予定）までに二次審査へ参加した全ての参加者に審査結果通知を通知するとともに、後日佐久市ホームページで公表する。

キ 留意事項

（ア）当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを提示すること。

（イ）プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン、プロジェクター、スクリーン等による説明は許可する。当日使用するプロジェクター、スクリーンは市で用意する。

（ウ）プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

1.4 契約の締結

企画提案により決定された候補者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、随意契約を締結するものとする。なお、提案内容に不要な部分が生じた場合には、提案見積を参考として減額変更を行い、提案内容以外の業務等が発生した場合には、前記「6 事業費限度額」の範囲内で必要に応じ変更を行う。

また、契約保証金は、契約請負代金額の10分の1以上を納付することとするが、佐久市財務規則第124条第3項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

1.5 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（1）参加資格を有しない場合又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合

（2）実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合

（3）提出書類に不備、錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

- (4) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

16 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市告示第15号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。

17 事務局

〒385-8501

佐久市中込3056番地

佐久市企画部企画課公共施設適正化推進係 担当：小林

TEL：0267-62-2111（内線497）

FAX：0267-63-3313

メールアドレス：kikaku@city.saku.nagano.jp

**【別紙 1】 令和 3 年度佐久市公共施設等総合管理計画改訂支援業務
評価基準書**

	評価項目	評価の視点	配点	
一次審査	業務実績	・公共施設等総合管理計画の策定又は改訂業務において十分な実績があるか（過去 5 年間）。	30	
	業務執行体制	・市との連絡調整が速やかに行える体制か。		
		・業務執行のために適切な人員配置がされており、その役割分担は妥当か。		
	業務工程	・業務の実施時期が明確なものであり、実施可能なものとなっているか。		
業務提案全般	・仕様書を踏まえた提案であり、業務目的、業務内容を十分に理解した提案書となっているか。			
二次審査	企画提案内容 (分析力、企画力、具体性、実行性)	収集分析	・基礎資料の収集・分析に向けての考え方や手法について優れた提案がされているか、また、収集・分析方法が具体的に提案されているか。	70
		計画検証	・佐久市公共施設等総合管理計画を検証し、改訂に当たっての有効な考え方や具体的な手法について優れた提案がされているか。	
		改訂方針	・総務省通知（令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項）における「計画に当たって記載すべき事項」を踏まえた提案がされているか。	
		将来見通しの分析	・公共施設等の維持管理・更新等に係る経費見込みを分析し、対策効果額の算出方法について具体的に提案されているか。	
		作成支援	・計画の改訂支援に向けての考え方や手法について優れた提案がされているか、また、改訂支援方法が具体的に提案されているか。	
		計画連携	・個別施設計画との整合について、具体的な提案がされているか。	
	プレゼンテーション	・説明は、分かりやすく、説得力があるか。 ・質疑への応答は、明快で適切か。	70	
	見積金額	・見積金額は提案内容を勘案して妥当か。 (最低見積金額/提案者の見積金額) × 10 点 (小数点以下切捨て) ※消費税及び地方消費税を含む。		
	総合評価	・一連の評価結果を踏まえ、総合的な見地から、最適な提案事業者と判断される場合に優位に評価する。		
	合計			100

※各審査における配点の合計値の 6 割（60 点）を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない提案者は、候補者となりえない。